

## 日比谷しまね館出品要領

### 1 趣旨

この要領は、日比谷しまね館（以下、「しまね館」という。）における県産品の出品に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 制度の目的

県は、県内企業等に対し、しまね館において県産品を出品する機会を提供することにより、県外での販路の拡大と県産品の認知度向上に資することを目的とする。

### 3 出品対象商品

しまね館に出品できる商品は、以下に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる島根県産の食品及び工芸品であって、食品に関しては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）その他食品表示の規制に関する各法令の内容に適合していること。

ア 県内で生産又は採取された産品

イ 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

ウ 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県外で委託加工された製品

エ 県外で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

(2) (1)に掲げるもの以外の商品で、日比谷しまね館長（以下、「館長」という。）が認めるもの。

### 4 出品資格

しまね館に商品を出品することができる者（以下、「出品者」という。）は、(1)に掲げるすべての要件を満たす者であって、(2)及び(3)のいずれかに該当する者とする。

(1)

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）に定める暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でなく、またこれらの者と密接な関係にない事業者であること。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客業務受託営業（同条第13項に規定する接客業務受託営業をいう。）を行う者でないこと。

ウ 政党その他の政治団体でないこと

エ 宗教上の組織または団体でないこと

オ 自ら又は第三者を利用して、本事業に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為、又は法的な責任を越えた不当な要求行為、その他これらに準じる行為をしない者であること。

カ 将来にわたって上記アからエの各号のいずれにも該当しないこと及びオのいずれの行為もしないことを確約できる者であること。

(2) 島根県内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体

(3) その他、3に掲げる商品を出品しようとする者で館長が認める者

## 5 出品申請方法

しまね館に商品を出品する方法は、次に掲げるとおりとする。

### (1) 申請先

出品者は、別に定める出品申請書に現物等を添えて日比谷しまね館運営事業者（以下、「運営事業者」という。）に提出するものとする。

### (2) 申請時期

随時受け付けるものとする。

## 6 出品商品の決定

運営事業者は、県内企業等から提出された申請書により提案された商品について審査し、出品対象商品及び出品資格に適合すると認められ、かつ、しまね館への陳列が適当であると判断される商品を選定し、出品を決定する。

## 7 出品商品の取扱い

出品が決定した商品の取扱いは、以下に掲げる事項によることとする。

### (1) 商品の陳列

#### ア 陳列の方法等

(ア) 商品陳列棚を活用し、POP等によりセールスポイントを強調し紹介する方法

(イ) ご縁ステージ及びご縁広場において、出品者自らが対面等により商品を紹介する方法

(ウ) (ア)及び(イ)を組み合わせで行う方法

#### イ 陳列期間

別に定める。

## 8 その他

この要領に定めるもののほか、しまね館への出品に関し必要な事項は、別に定める。

## 附則

この要領は、令和2年3月3日から施行する。

この要領は、令和3年7月26日から施行する。

この要領は、令和4年7月15日から施行する。  
この要領は、令和7年4月1日から施行する。